

広島県告示第九百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和七年十一月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画公園事業三・三・四〇一号尾道東公園

三 事業施行期間

令和七年十一月六日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県尾道市高須町字東新涯地内

使用の部分

なし